

平成29年10月30日(月)、
11月1日(水)及び13(月)開催
県有地売却(一般競争入札)
案内書



<お問合せ先>

宮崎県総務部総務課ファシリティマネジメント推進担当

電話番号 0985-26-7018

- 目 次 -

1	入札説明書	1
2	地方自治法施行令（抜粋）	4
3	入札心得書	5
4	一般競争入札参加申込書	7
5	役員等一覧	9
6	入札書	11
7	委任状	13
8	不動産売買契約書（案）	15
9	物件説明（物件調書、位置図、地積測量図等）	17
	物件1（宮崎市／元中央動物保護管理所）	17
	物件2（宮崎市／元宮崎大宮高校校長住宅）	22
	物件3（宮崎市／元宮崎農業高校校長住宅）	28
	物件4（日南市／元日南高校校長住宅）	34
	物件5（日南市／元日南くろしお支援学校校長住宅）	40
	物件6（小林市／元海蔵職員宿舎・海蔵団地）	46
	物件7（新富町／元児湯るぴなす支援学校校長住宅）	50
10	県有地売却情報の提供について	56

入札説明書

1 売払方法について

一般競争入札を行い、県の予定価格以上の入札者のうち、最高価格の入札者に売払いします。

2 売払物件について

名称	所在地	種別	地目 (種類)	実測面積 (㎡)	用途地域	予定価格 (円)
元中央動物保護 管理所	宮崎市大字大瀬町 字大師坊4654 番2	土地 建物	宅地 事務所 事務所兼犬舎 倉庫 猫舎 猫舎	2,495.70 302.68 概測 37 概測 20 概測 5 概測 6		380,000 (内訳) 土地 380,000 建物(税込) 0
元宮崎大宮高校 校長住宅	宮崎市船塚二丁目 22番1	土地 建物	宅地 居宅 倉庫	240.55 1階 64.63 2階 27.33 3.44	第二種中 高層住居 専用地域	24,300,000 (内訳) 土地 24,300,000 建物(税込) 0
元宮崎農業高校 校長住宅	宮崎市恒久四丁目 11番16	土地 建物	宅地 居宅	194.09 1階 62.93 2階 25.67	第一種低 層住居専 用地域	11,270,000 (内訳) 土地 11,270,000 建物(税込) 0
元日南高校校長 住宅	日南市星倉一丁目 6番15	土地 建物	宅地 居宅 物置	392.40 79.34 3.18	商業地域	1,670,000 (内訳) 土地 1,670,000 建物(税込) 0
元日南くろしお 支援学校校長住 宅	日南市吾田東十一 丁目3687番6	土地 建物	宅地 居宅 物置	296.48 79.34 3.18	第二種住 居地域	3,440,000 (内訳) 土地 3,440,000 建物(税込) 0
元海蔵職員宿舎 ・海蔵団地	小林市真方字海蔵 381番7	土地	宅地	1,155.67	第一種住 居地域	7,200,000
元児湯るびなす 支援学校校長住 宅	児湯郡新富町大字 上富田字鬼付女8 787番29 児湯郡新富町大字 三納代字荒田22 65番9	土地 建物 土地	宅地 居宅 物置 宅地	193.94 79.35 3.30 72.56	第一種住 居地域	1,920,000 (内訳) 土地 1,920,000 建物(税込) 0

3 入札参加者の資格について

特別な資格は要せず、自由に参加できますが、次の各項目のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により宮崎県が実施する一般競争入札への参加を制限されている者

- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - イ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前記(3)から(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 法人の場合は、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が前記(3)から(5)のいずれかに該当する者
- (8) 一般競争入札参加申込書を期限までに提出しない者

4 入札参加申込み

入札に参加するには、次のとおり事前の申込手続が必要です。

なお、県が入札参加資格を確認するため、警察当局へ情報照会を行うことについて御了承ください。

(1) 提出書類

- ア 個人の場合 一般競争入札参加申込書
- イ 法人の場合 一般競争入札参加申込書及び役員等一覧

(2) 申込期間及び方法

平成29年9月29日（金）午前9時から平成29年10月23日（月）午後5時まで（必着）に、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）により宮崎県総務部総務課ファシリテイマネジメント推進担当に提出してください。

5 代理入札について

代理人が入札を行うこともできますが、この場合は本人の委任状が必要です。

6 入札保証金について

入札に参加する者は、入札開始前に入札予定額の100分の5以上の現金又は銀行保証小切手（ただし、宮崎県内に所在する手形交換所加盟店が振出し、かつ振出日から5日以内のものに限ります。）で納入しなければなりません。

この入札保証金は、落札しなかった者には即時返還し、落札した者の分は、契約保証金の一部に充当します。

7 売買契約締結期限について

落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に売買契約を締結しなければなりません。

8 契約不履行について

落札者が上記期限内に契約締結に応じなかった場合、入札保証金は県に帰属します。

9 契約保証金について

売買契約の締結に当たり、売買金額の100分の10以上の額の契約保証金を県が発行する納入通知書により納入通知書裏面に記載された金融機関に納めなければなりません。

10 売買契約条項について

15ページ以降の契約書案のとおりです。契約書案において、公法上の規制等のほか、契約締結の日から起算して10年間、売買物件を公序良俗に反する使用等に供することを禁止しております。この義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として、県に支払わなければなりません。

11 売買代金の納入期限について

売買契約締結の日から起算して30日以内に県が発行する納入通知書により、納入通知書裏面に記載された金融機関に納入しなければなりません。

12 契約保証金の帰属

売買契約締結後、売買代金を納期限内（契約締結の日から起算して30日以内）に納入しなかった場合は、県に帰属します。

13 所有権移転登記について

売買代金納入後、速やかに県において行います。

14 買受人が負担する費用について

次の費用は、買受人の負担となります。

- (1) 登記に要する登録免許税

(2) 契約に要する印紙税

15

入札用紙等について

入札に要する入札書及び封筒については、県で交付します。

16 入札日の携帯品について

(1) 買受人本人が参加の場合

- ①入札保証金
- ②印鑑（印鑑登録証明書と同じ印鑑）

(2) 代理人が参加の場合

- ①入札保証金
- ②委任状
- ③印鑑（委任状と同じ印鑑）

17 現地説明会の日時及び場所について

地区	名 称	日 時	場 所
宮崎	元宮崎大宮高校校長住宅	平成29年10月10日（火）午前9時00分	現地
宮崎	元宮崎農業高校校長住宅	平成29年10月10日（火）午前11時00分	
宮崎	元中央動物保護管理所	平成29年10月10日（火）午後2時30分	
日南	元日南高校校長住宅	平成29年10月11日（水）午前10時00分	
日南	元日南くろしお支援学校校長住宅	平成29年10月11日（水）午後1時00分	
児湯	元児湯るびなす支援学校校長住宅	平成29年10月12日（木）午前10時00分	
小林	元海蔵職員宿舎・海蔵団地	平成29年10月12日（木）午後2時00分	

※現地説明会は、事前に参加申込みが必要となりますので、希望される方は平成29年10月6日（金）午後5時までに宮崎県総務部総務課ファシリティマネジメント推進担当（電話番号0985-26-7018）までご連絡ください。説明会への参加は、入札への参加要件ではありません。

18 入札日時及び場所について

地区	名 称	日 時	場 所
日南	元日南高校校長住宅	平成29年10月30日（月）午前10時00分	日南総合庁舎3階 第2会議室
日南	元日南くろしお支援学校校長住宅	平成29年10月30日（月）午後1時00分	日南総合庁舎3階 第2会議室
宮崎	元中央動物保護管理所	平成29年11月1日（水）午前9時00分	本庁本館附属棟2階 202号室
宮崎	元宮崎大宮高校校長住宅	平成29年11月1日（水）午前10時30分	本庁本館附属棟2階 202号室
宮崎	元宮崎農業高校校長住宅	平成29年11月1日（水）午後1時30分	本庁本館附属棟2階 202号室
宮崎 （児湯）	元児湯るびなす支援学校校長住宅	平成29年11月13日（月）午前9時00分	本庁本館2階 総務部会議室
小林	元海蔵職員宿舎・海蔵団地	平成29年11月13日（月）午後1時30分	小林総合庁舎1階 1A会議室

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

入札心得書

- 1 入札希望者は、県有財産売却公告及び本心得書並びに売買契約書案を熟読の上、契約内容等を十分承知して入札してください。
- 2 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。
- 3 入札は、所定の入札書により、封書にして提出してください。
- 4 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上に相当する金額を納めなければなりません。この入札保証金は、現金又は銀行保証小切手により納入してください。
- 5 入札書には、住所、氏名及び入札金額を明確に記入の上、押印してください。
- 6 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、又は撤回を行うことはできません。
- 7 次の各号に該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札保証金を納付しないもの
 - (2) 一人で二通以上の入札をしたもの
 - (3) 二人以上の者から委任を受けた者が行ったもの
 - (4) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱したり又は不明なもの
 - (5) 公告又は本心得に違反するもの
 - (6) 入札書の表記金額を訂正したもの
 - (7) 連合その他不正の行為のあったもの
 - (8) その他、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に定める一般競争入札参加者の資格を有しない者のしたもの
- 8 開札は、入札終了後直ちに行います。
- 9 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再入札を行います。
- 10 入札は、県の予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。
ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- 11 落札者において、当該財産の売買に関して法律等の規定により、許可等を要する場合においては、契約は、その許可等の承認があったときに有効とします。
- 12 入札保証金は、落札者を除き、すみやかに保証金を納付したとき発行した領収書と引換えにこれを還付します。
- 13 落札者が落札決定日から起算して7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することになります。
- 14 落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を納めなければなりません。この契約保証金は、現金又は銀行保証小切手により納入してください。
- 15 売買代金は、契約締結の日から起算して30日以内に全額を納入しなければなりません。
- 16 その他、疑義のあるものについては、係員にお尋ねください。

＜このページ（表面）と次のページ（裏面）を両面印刷してください＞
 （表面）

一般競争入札参加申込書

年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

申込者	住 所			
	ふりがな 氏 名	㊟		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性別	男・女
	電話番号			

共有者	住 所			
	ふりがな 氏 名	㊟		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性別	男・女
	住 所			
	ふりがな 氏 名	㊟		
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	性別	男・女

宮崎県が売払いする下記物件を買受けたいので、下記のとおり一般競争入札に参加を申し込みます。

また、当該申込書の記載事項は事実と相違ありません。

記

1 入札物件

名 称	所 在 地

2 誓約事項（裏面のとおり）

- （注1）複数物件に申し込まれる場合、物件ごとにこの「一般競争入札参加申込書」が必要になります。
- （注2）共有名義で申し込まれる場合、「申込者」欄に共有者を代表して入札手続を行う方の住所・氏名を記入し、「共有者」欄に申込者以外の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。
- （注3）法人で申し込まれる場合、その名称及び主たる所在地並びに代表者の氏名を記載の上、役員等一覧を添付してください。
- （注4）印鑑は、印鑑登録証明書と同じ印鑑を使用してください。

(裏面)

誓約事項

私は、このたびの入札参加申込みに当たり、次の事項を誓約します。
また、貴県が警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により貴県が実施する一般競争入札への参加を制限されている者でないこと。
- 3 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (2) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
 - (3) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 4 前記3の(1)から(7)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- 5 法人の場合は、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。）が前記3の(1)から(7)のいずれにも該当しないこと。
- 6 次に掲げる不当な行為を行わないこと。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴県に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 貴県の入札説明書及び売買契約書案の各条項を熟覧するとともに、貴県の現地説明等を傾聴し、これらの事柄について全て承知の上、参加すること。後日これらの事柄について貴県に対し異議又は苦情の申立てを行わないこと。

(注) 収集した個人情報については、入札参加資格の確認のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

役員等一覧

法人名： _____

役職名	ふりがな 氏名	性別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注) 本様式には、役員全員及び支店又は営業所を代表する方で、役員以外の方について記載してください。

入 札 書

入 札 金 額	金 円
入 札 の 目 的	公有財産の処分（ ）
入札保証金額	金 円

上記金額をもって買受けしたいので、契約条項及び財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）並びに御指示の事項を承知して入札いたします。

平成 年 月 日

入 札 者 住 所

氏 名

代 理 人 氏 名
(受任者)

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

入札条件等確認済印

(注1) 本人又は代表者が直接入札する場合、入札者の印鑑は、印鑑登録証明書と同じ印鑑を使用してください。

(注2) 代理人が入札する場合、入札者欄に入札者（委任者）の住所氏名を、代理人（受任者）欄に代理人の氏名を記載してください。なお、代理人（受任者）の印鑑は、委任状と同じ印鑑を使用してください。

（※入札書には、入札者（委任者）の印鑑は不要です。）

委任状

代理人（受任者） 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

私は都合により、上記の者を代理人として定め、下記物件の公有財産売却の入札に関する事及びこれに付帯する一切の権限を委任いたします。

記

物 件 名	所 在 地

平成 年 月 日

入札者（委任者） 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

(注1) 入札者（委任者）の印鑑は、印鑑登録証明書と同じ印鑑を使用してください。

(注2) 共有名義で契約を予定される方は、入札者（委任者）欄にその共有者となる全ての方の住所・氏名を記入し押印してください。

不動産売買契約書(案)

宮崎県(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、次の条項により

売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 円とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 第1項の契約保証金は、売買代金の一部に充当するものとする。

5 乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(代金の支払)

第4条 乙は、売買代金をこの契約締結の日から起算して30日以内に、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納付しなければならない。

(所有権の移転及び登記)

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転するものとする。

2 所有権移転登記手続は、前項の規定により所有権が移転した後、乙の請求により甲において速やかに行うものとする。この場合の登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第6条 売買物件の引渡しは、所有権が移転した後、現地において甲乙立会いの上、行うものとする。

(危険負担等)

第7条 乙は、この契約締結のときから売買物件の引渡しの日までにおいて、当該物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

2 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第8条 乙は、この契約締結の日から起算して10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸し付けてはならない。

2 乙は、この契約締結の日から起算して10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又は、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸し付けてはならない。

(実地調査等)

第9条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行い、又は乙に対して所要の報告を求めることができるものとする。

2 乙は、正当な理由がなく前項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第10条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める違約金を甲に対して支払わなければならない。

(1) 第8条に定める義務に違反したとき 売買代金の100分の30に相当する金額

(2) 前条第2項に定める義務に違反したとき 売買代金の100分の10に相当する金額

2 前項の違約金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解しないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条に定める義務に違反したとき。
- (2) 乙が一般競争入札参加申込書に掲げる誓約事項に違反したとき。

(乙の原状回復義務)

第12条 乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、次の各号に定めるところにより原状回復義務を履行しなければならない。

- (1) 売買物件を原状に回復して甲の指定する期日までに甲に返還すること。
- (2) 契約解除前に売買物件の一部が滅失若しくはき損した場合又は乙がその一部を転売した場合等において甲が承認するときは、当該物件を現状において甲の指定する期日までに返還し、かつ、滅失、き損、転売等による当該物件の滅損額に相当する金額（契約解除時における時価による。）を甲に支払うこと。
- (3) 売買物件を甲に返還することができないと認められるときは、当該物件の契約解除時の時価に相当する金額を甲に支払うこと。

2 乙は、前項第1号又は第2号の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 乙は、第11条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(返還金及びその利息)

第15条 甲は、この契約を解除したときは、納付済の売買代金を乙に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第10条に定める違約金、第12条に定める原状回復又は第13条に定める損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、その返還金とそれらの金額とを相殺できるものとする。

(契約の費用)

第17条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第18条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、宮崎県庁所在地を管轄区域とする宮崎地方裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

売出人(甲) 宮崎県
宮崎県知事 河野 俊嗣

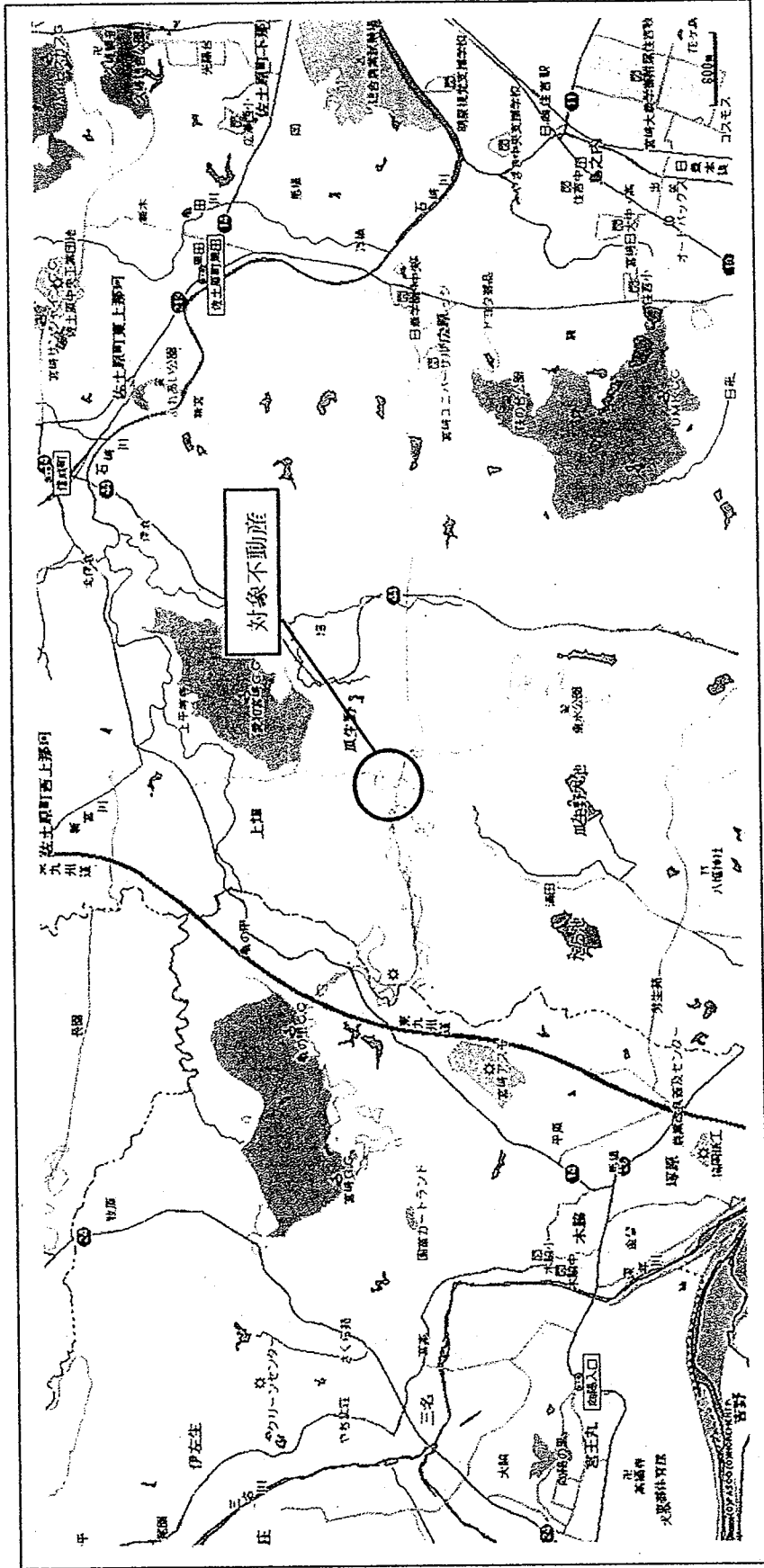
買受人(乙)

物 件 調 査 書

名称		元中央動物保護管理所					
区分		土地・建物	所在地	宮崎市大字大瀬町字大師坊4654番2			
土地	面積(m ²)	公簿	/	地目	公簿	宅地	
		実測			2,495.70	現況	宅地
建物	種類、構造及び床面積(m ²)	事務所(未登記):RC造陸屋根平屋建(302.68m ²)昭和44年新築 事務所兼犬舎(未登記):軽量鉄骨造鋼板葺平家建(概測37m ²) 倉庫(未登記):軽量鉄骨造鋼板葺平家建(概測20m ²) 猫舎(未登記):軽量鉄骨造鋼板葺平家建(概測5m ²) 猫舎(未登記):軽量鉄骨造鋼板葺平家建(概測6m ²)					
地上権等の設定		なし					
利用状況		平成29年3月末まで犬猫の抑留・処分・焼却施設として利用されていた。					
接道状況		東側約30.8mが幅員約8.2m~11.8m舗装市道に概ね等高に接面している。					
法令等による制限	都市計画法による制限	区域区分	都市計画区域外				
	建築基準法による制限	用途地域					
		建ぺい率					
		容積率					
		防火指定	指定なし				
その他の制限		なし					
私道に関する負担等に関する事項				なし			
供給処理の状況			配管の状況	事業所名			
		電 気	あり	九州電力(株)宮崎営業所			
		都市ガス	なし				
		上水道	あり	宮崎市上下水道局			
	下水道	なし					
交通機関 (道路距離)		鉄 道	JR日豊本線「日向住吉」駅まで約6.7km				
		バ ス	宮崎交通バス「上池内」停留所まで約5.0km				
公共施設 (道路距離)		役 所	佐土原総合支所まで約10.0km				
		小 学 校	瓜生野小学校まで約4.5km				
		中 学 校	宮崎北中学校まで約5.3km				
備考							
1 現況のまま引き渡します。							
2 ダイオキシン調査・アスベスト含有調査は行っておりません。							
3 敷地の一部に3mから12m程度の法面(北側)及び山林(南側から西側)を含みます。							

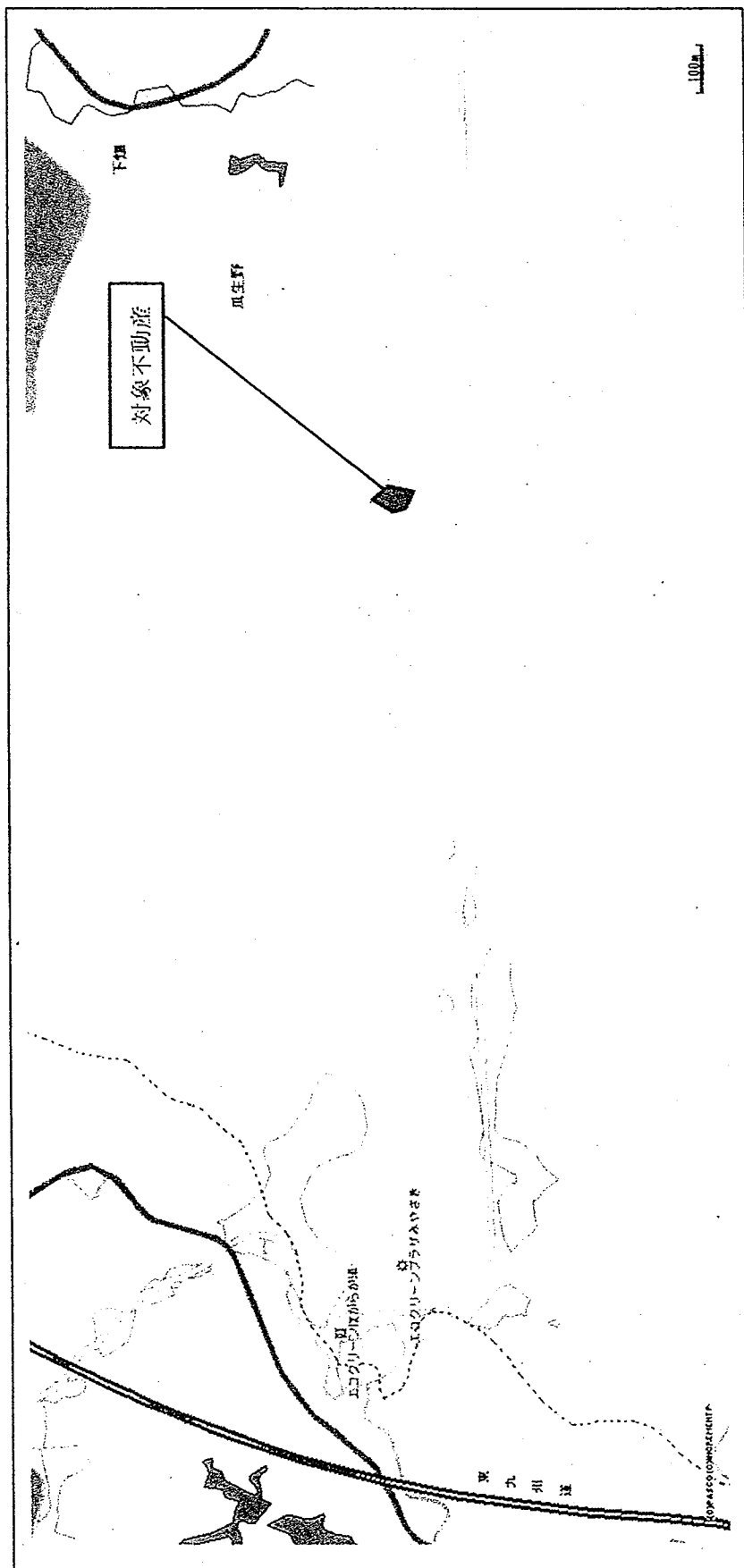
【元中央動物保護管理所】

位置図



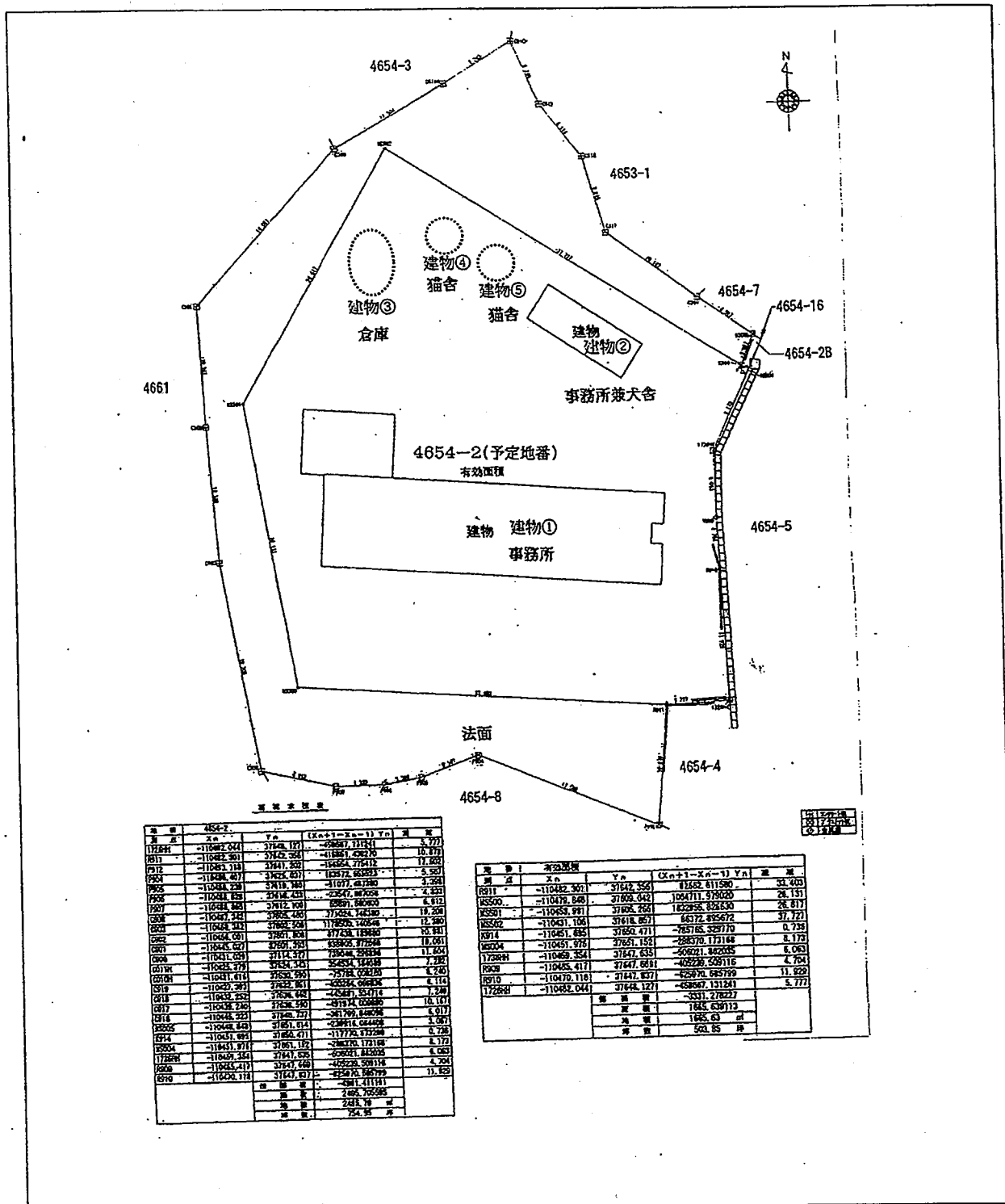
【元中央動物保護管理所】

案内図



【元中央動物保護管理所】

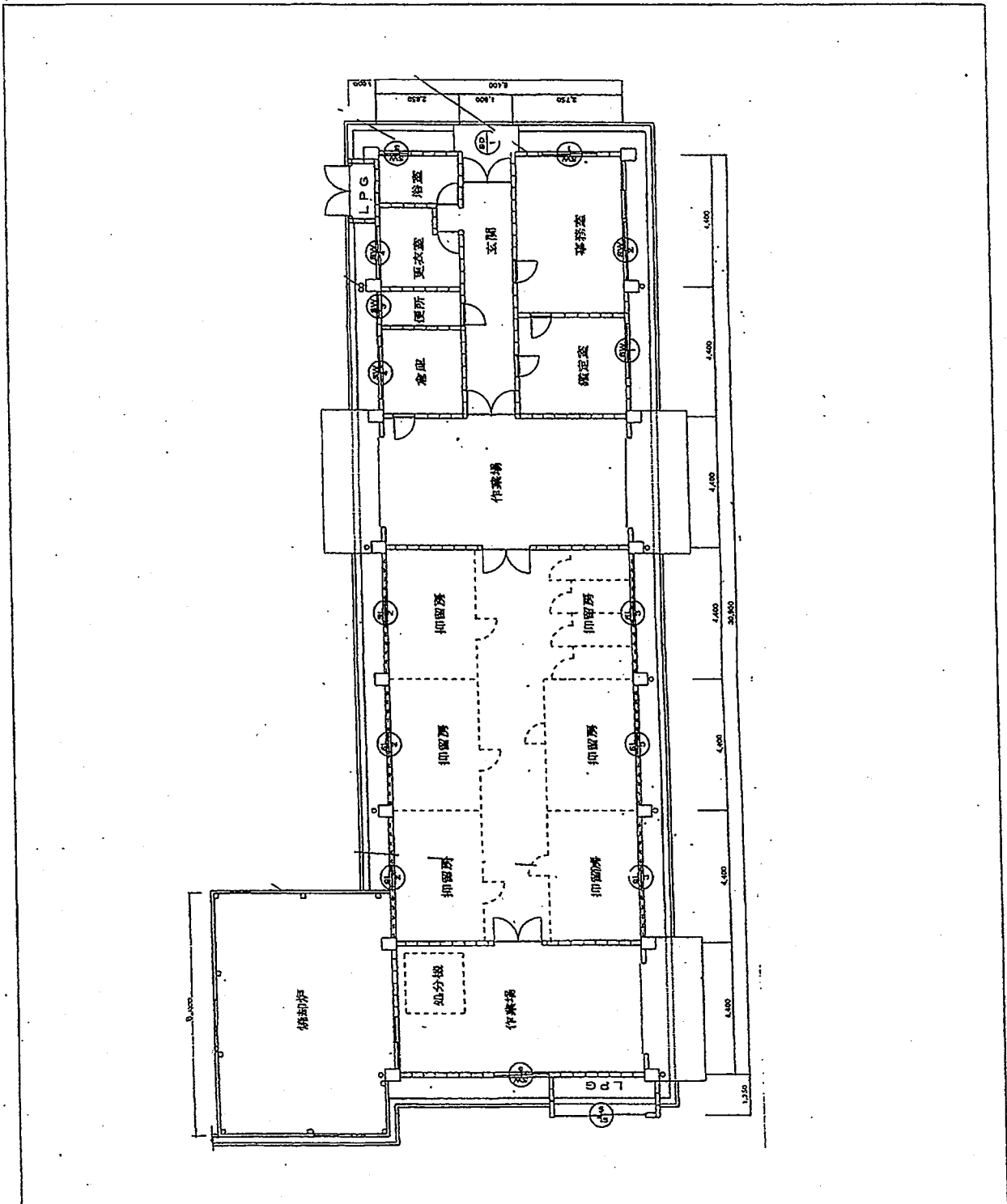
地積測量図・建物配置図



※縮小しておりますので、形状の目安にしてください

【元中央動物保護管理所】

建物平面図



※縮小しておりますので、形状の目安にしてください